

新潟市自治基本条例の見直しについて

新潟市自治基本条例（平成 20 年 2 月 22 日施行）について、見直しを行います。

新潟市自治基本条例 附則
（見直し）

2 市長は、この条例の実効性を高めるため、この条例の施行後 5 年以内に、検討委員会を設置し、必要な見直しを行うものとします。

新潟市自治基本条例に規定する条例・規則・制度等に関して、現状を把握し、条例の趣旨に基づいた市政運営がなされているか検証を行うとともに、課題を整理し、市民意見を求めながら、同条例の実効性を高めるために必要な対応等について検討を行います。

○ 検討体制

